

①

平成 年度

市県民税 納税通知書

様方
様

平成 年 月 日

市県

納税通知書番号	納付番号	口座番号
---------	------	------

納 付 場 所

八街市役所市民課(八街支店)〒100-0001 八街市役所市民課	銀行振込(銀行)〒100-0001 八街市役所市民課	郵便局(郵便局)〒100-0001 八街市役所市民課
八街市役所市民課(八街支店)〒100-0001 八街市役所市民課	銀行振込(銀行)〒100-0001 八街市役所市民課	郵便局(郵便局)〒100-0001 八街市役所市民課
銀行振込(銀行)〒100-0001 八街市役所市民課	郵便局(郵便局)〒100-0001 八街市役所市民課	銀行振込(銀行)〒100-0001 八街市役所市民課
郵便局(郵便局)〒100-0001 八街市役所市民課	銀行振込(銀行)〒100-0001 八街市役所市民課	郵便局(郵便局)〒100-0001 八街市役所市民課

(上記金融機関の本支店で取扱いします。) ※領収証は5年間大切に保存してください。

	所得金額(P)	所得控除額(Q)	課税所得金額(R)	市民税(市)	市民税所得割額(S)	県民税(県)	県民税所得割額(T)
	①	②	① - ② = ③	調整控除額④	⑤	調整控除額⑥	⑦
給与所得							
分譲期間譲渡							
分譲長期譲渡							
特別控除							
株式等譲渡							
先物取引							
信用金							
税額控除前所得割額合計	(A)						
税額控除額	(B)						
65歳以上の者に係る非課税措置の適用に伴う控除	(C)						
配当割増控除額・株式等譲渡所得割増控除額	(D)						
所得割額合計	(A) - (B) - (C) - (D)						
均等割額	年 税 額	特別徴収税額又は既課税額	差引普通徴収税額				
(5)	(6) + (7) + (8) = (9)	(10)	(9) - (10) = (11)				
期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	所得割より控除しきれなかった配当割増控除額・株式等譲渡所得割増控除額 (12)		
納 期 限	平 成 年 月 日	平 成 年 月 日	平 成 年 月 日	平 成 年 月 日			
期 限 前 払 意 思	有	有	有	有			
均 等 割 額	有	有	有	有			
先 当 割 額	有	有	有	有			

②

平成 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>所得</td> <td>給与収入 給与所得 その他の所得</td> <td>主たる給与 以外の合算 所得区分</td> <td>所得金額①</td> </tr> </table>	所得	給与収入 給与所得 その他の所得	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得金額①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>所得控除</td> <td>給与所得控除 分譲期間譲渡 分譲長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引</td> <td>所得控除額②</td> </tr> </table>	所得控除	給与所得控除 分譲期間譲渡 分譲長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引	所得控除額②	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>課税所得</td> <td>課税所得金額③</td> </tr> </table>	課税所得	課税所得金額③
所得	給与収入 給与所得 その他の所得	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得金額①								
所得控除	給与所得控除 分譲期間譲渡 分譲長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引	所得控除額②									
課税所得	課税所得金額③										
所得控除	配当割増 配当特別 扶養控除 基礎控除	所得控除額④									
所得控除	所得控除額⑤										
所得控除	所得控除額⑥										
所得控除	所得控除額⑦										
所得控除	所得控除額⑧										
所得控除	所得控除額⑨										
所得控除	所得控除額⑩										
所得控除	所得控除額⑪										
所得控除	所得控除額⑫										
所得控除	所得控除額⑬										
所得控除	所得控除額⑭										
所得控除	所得控除額⑮										
所得控除	所得控除額⑯										
所得控除	所得控除額⑰										
所得控除	所得控除額⑱										
所得控除	所得控除額⑲										
所得控除	所得控除額⑳										
所得控除	所得控除額㉑										
所得控除	所得控除額㉒										
所得控除	所得控除額㉓										
所得控除	所得控除額㉔										
所得控除	所得控除額㉕										
所得控除	所得控除額㉖										
所得控除	所得控除額㉗										
所得控除	所得控除額㉘										
所得控除	所得控除額㉙										
所得控除	所得控除額㉚										
所得控除	所得控除額㉛										
所得控除	所得控除額㉜										
所得控除	所得控除額㉝										
所得控除	所得控除額㉞										
所得控除	所得控除額㉟										
所得控除	所得控除額㊱										
所得控除	所得控除額㊲										
所得控除	所得控除額㊳										
所得控除	所得控除額㊴										
所得控除	所得控除額㊵										
所得控除	所得控除額㊶										
所得控除	所得控除額㊷										
所得控除	所得控除額㊸										
所得控除	所得控除額㊹										
所得控除	所得控除額㊺										

 | | | |------|--------| | 市県民税 | 市県民税額① | | 市県民税 | 市県民税額② | | 市県民税 | 市県民税額③ | | 市県民税 | 市県民税額④ | | 市県民税 | 市県民税額⑤ | | 市県民税 | 市県民税額⑥ | | 市県民税 | 市県民税額⑦ | | 市県民税 | 市県民税額⑧ | | 市県民税 | 市県民税額⑨ | | 市県民税 | 市県民税額⑩ | | 市県民税 | 市県民税額⑪ | | 市県民税 | 市県民税額⑫ | | 市県民税 | 市県民税額⑬ | | 市県民税 | 市県民税額⑭ | | 市県民税 | 市県民税額⑮ | | 市県民税 | 市県民税額⑯ | | 市県民税 | 市県民税額⑰ | | 市県民税 | 市県民税額⑱ | | 市県民税 | 市県民税額⑲ | | 市県民税 | 市県民税額⑳ | | 市県民税 | 市県民税額㉑ | | 市県民税 | 市県民税額㉒ | | 市県民税 | 市県民税額㉓ | | 市県民税 | 市県民税額㉔ | | 市県民税 | 市県民税額㉕ | | 市県民税 | 市県民税額㉖ | | 市県民税 | 市県民税額㉗ | | 市県民税 | 市県民税額㉘ | | 市県民税 | 市県民税額㉙ | | 市県民税 | 市県民税額㉚ | | 市県民税 | 市県民税額㉛ | | 市県民税 | 市県民税額㉜ | | 市県民税 | 市県民税額㉝ | | 市県民税 | 市県民税額㉞ | | 市県民税 | 市県民税額㉟ | | 市県民税 | 市県民税額㊱ | | 市県民税 | 市県民税額㊲ | | 市県民税 | 市県民税額㊳ | | 市県民税 | 市県民税額㊴ | | 市県民税 | 市県民税額㊵ | | 市県民税 | 市県民税額㊶ | | 市県民税 | 市県民税額㊷ | | 市県民税 | 市県民税額㊸ | | 市県民税 | 市県民税額㊹ | | 市県民税 | 市県民税額㊺ | |

受給者番号	氏 名	指定番号
住 居	住 居	住 居
住 居	住 居	住 居
住 居	住 居	住 居

この通知書は、市県民税の課税額を決定し、変更する通知書です。通知書の記載内容に異議がある場合は、通知書の発行日から起算して1か月以内(郵送の場合は2か月以内)に、市県民税課に申し立ててください。

平成 年 月 日

納 付 期	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先 八街市役所総務課課税課市民税課 電話 043-443-1111

市県民税は毎年1月1日時点の居住地に納める税金です。対象年度の1月1日時点において八街市に住居登録がある方については、税証明は不要となりますが未申告の場合は書類不備となります。

市県民税が賦課されている方については、①②のどちらかの様式で6月頃に1月1日時点の居住地の役場より明細が送られています。(両方の様式で届いた方は、①②とも提示願います。)

①は銀行等に納付書を添えて納める方、②は給与天引きで納めている方の明細例です。

①②の明細が届いたが紛失してしまった場合は、1月1日時点の居住地の役場で市県民税課税証明書を取得し提出願います。

非課税の方には①②のような通知は届きませんので、非課税証明書を1月1日時点の居住地の役場で取得し提出願います。

父、母、その他に子どもを扶養している者がいる場合はその者(祖父等)も含めて課税内容を確認しています。一方の証明書に配偶者控除を受けている旨の記載がある場合は、その証明書で父母両方の課税証明とみなします。